

査定の種類及び目的・相当額の選び方 2025.4

①査定証・・・車両の評価額（金額）を出す査定です。

目的	相当額	主な用途
資産評価	小売・換金	社内譲渡/会社資産/個人資産の評価(財産分与等) 相続・清算整理・債務整理
売買	小売・換金	個人・法人間の売買(個人の車を会社に売る等)
解約	小売・換金	リースの中途解約/クレジットの中途解約 ※登録済み未納車は小売相当額のみとなります
買取	仕入	自社で買い取りを行う場合等
売却	換金	ユーザーが処分する時等
下取り	仕入・売却	販売店が下取りする時

相当額が2項目書かれている場合はどちらかを選択

②推定価格証明書・・・申込日又は、過去の評価額を出す査定です。
相当額を小売又は換金から選択してください。

以下のような場合にご利用ください。

- ・現車を確認できないが現在の価格を知りたい
- ・事故直前の価格を知りたい
- ・盗難直前の価格を知りたい
- ・仮処分

①・②における相当額について

相当額	評価額	相当額のイメージ
小売	高い	販売店等が店頭に表示している金額
換金・仕入・売却	低い	ディーラーや中古車(買取)業者が買う金額

③車両状態確認証明書・・・修復歴の有無や外装の状態等を表す証明書です。
評価額(金額)は出ない査定です。

④事故減価額証明書・・・事故前と事故後の時価額の差額を出す査定です。
原則として修理後に査定します。協定済みの修理の見積書(コピー可)を用意して、申し込みをしてください。
修理をしていない(修理予定が無い)状態で査定が必要な場合は別途ご案内いたしますので、直接支所へお問合せ下さい。

以下のような場合にご利用ください。

評価損（格落ち）の金額を証明してほしい。

保険会社等とのやり取りで参考となる証明書をとりたい。

※ 損傷の状態によっては証明書が出せない場合があります。

※ 第三者機関として公正な立場で証明するものです。

※ 示談交渉等には関与いたしません。

ご不明な点は支所へお問い合わせください。

お問合せの際、車検証と修理見積(事故減価のみ)をご用意ください。

お車の使用者・所有者以外の方(第三者の個人)のご依頼の際は
委任状が必要です。(相続を除く)